第４号様式（第７条第２項）

（第１面）

協議の対応届出書

|  |
| --- |
| 　　 令和　　年　　月　　日　（届出先）横浜市長住所申出者　氏名　　　　　　　　　　　電話　　　（　　　）住所（代理者）氏名連絡先　　　　　　　　　　　横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第９条第２項の規定により通知された協議事項及び協議の方針について、対応を届け出ます。 |
| １ | 都市景観協議受付年月日・番号 | 令和　　年　　月　　日　　　　　　　　第　　　　　　　　号 |
| 2 | 都市景観協議地区の名称 | 山手地区 | 地区区分の名称 |  |
| ３ | 都市景観形成行為を行う敷地等の位置 | 横浜市中区 |
| ４ | 協議事項及び協議の方針に対する対応 |  |
| ※受付処理欄 |
| 受付年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
|  |

（注意）１　申出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

２　※印の欄は、記入しないでください。

３　同一の敷地等について２以上の種類の行為を行おうとするときは、一の対応届出書によることができます。

４　次の図書を添付してください。（行為の種類や規模等により、市長が支障が無いと認める場合は、図書の一部を省略することができます。）

(1)　位置図（敷地等の位置及び当該敷地等の周辺の状況を表示するもの）

(2)　当該敷地等及び当該敷地等の周辺の状況を示す写真

(3)　建築物、工作物、アプローチ、外構及び緑地等の敷地等における配置・整備方針を示すもの

(4)　街並み等と立面計画との関係を示すもの（市長が認めた種類の行為にあっては、添付を省略することができます。）

(5)　平面図その他市長が必要と認める図書

（Ａ４）

（第２面）

協議事項及び協議の方針に対する対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行為指針（番号） | 協議事項及び協議の方針 | 協議事項及び協議の方針に対する対応 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（注意）項目が多い場合は、別紙で提出できます。

（Ａ４）

（第３面）

都市景観形成行為の概要

１　建築物の建築等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア　行為の種類 | □新築　□増築　□改築　□移転 | □修繕　□模様替　□色彩変更 |
| イ　用途 |  |
| ウ　敷地面積 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| エ　高さ(階数） | 　　　　　　　　　　　ｍ　　　（地下　　　　　　階、地上　　　　　　階） |
| オ　行為面積 | 延床面積　　　　　　　　　　　　　　　㎡増築面積　　　　　　　　　　　　　　　㎡ | 外観変更面積　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| カ　その他 |  |
| ２　工作物の建設等 |
| ア　行為の種類 | □新設　□増築　□改築　□移転 | □修繕　□模様替　□色彩変更 |
| イ　用途(種類) |  |
| ウ　敷地面積 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| エ　規格(ｻｲｽﾞ) |  |
| オ　行為面積 | 築造面積　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ | 外観変更面積　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| カ　その他 |  |
| ３　開発行為等 |
| ア　区域の面積 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| イ　予定建築物の用途 |  |
| ウ　法(ﾉﾘ)の高さ | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｍ |
| エ　敷地面積の最小規模 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| オ　木竹の保全等の面積 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| カ　その他 |  |

４　屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

|  |  |
| --- | --- |
| ア　行為の区分等 | □自己用　　　　　　　　□非自己用 |
| □壁面看板（　　箇所）　□袖看板（　　箇所）　□屋上看板（　　箇所）□広告塔・広告板（　　箇所）　□その他（　　　　　、　　　　　箇所） |
| イ　規模(規格/ｻｲｽﾞ)等 | □壁面看板 |  |
| □袖看板 |  |
| □屋上看板 |  |
| □広告塔・広告板 |  |
| □その他（　　　　） |  |
| ウ　その他 |  |

５　その他の行為

|  |  |
| --- | --- |
| ア　行為の種類 |  |
| イ　行為の内容 |  |
| ウ　その他 |  |

（注意）１　項目が多い場合は、別紙で提出できます。

　　　　２　規則第３条に基づく都市景観協議申出書に添付した「都市景観形成行為の概要」に変更が無い場合、省略することができます。

（Ａ４）